

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 302 回

平成 28 年もあっという間に 3 分の 2 が過ぎました。ほんとうに月日が過ぎるのは早いものですね。今年もイギリスの EU 離脱問題を中心にして、大変厳しい環境変化がありました。下半期のアメリカの大統領選を初めとして、いろいろな困難が待ち受けています。

「円高がどこまでいくのか、少しは円安に戻るのか」も、我が国経済にとっては重要な問題ですね。

さて、こういう環境下において、我々経営者はどう生き抜いていくのか？

今の日本人に一番欠けているのは何かと言うと、「自立する力」ではないか、と思います。自立とは「自分の頭で考え、『自分はそもそも何をしたいのか？』を自問し、行動し、その結果に対する責任も自分で取ること」と、思います。

また、経営者はリーダーシップが必要ですが、リーダーシップがある人は、人をリードするのではなく、自分をリードする事ができる人です。すなわち、リーダーシップは「見えないものに挑戦して、それを実現させるか、リスクを負う覚悟を持つこと」ではないか、と、思います。そして、今こそ「自分は何をしたいか？自社をどう導きたいのか」をじっくり考え、行動することがないと、この混迷の時代を生きぬくことができないように思います。

頑張れ！負けるな！！

前田の《今人生を語る》第 207 回

めざめよ日本人 (129)

アメリカ大統領選挙は、どうなるのでしょうか？

あのトランプを支持しているのは、プアホワイトと言われる低学歴・低収入の白人が大多数です。自由の国アメリカの異変である、と同時に、資本主義からくる必然でもありますね。

これから世界はどう変わっていくのか、20 年先の日本はどうなるのか、考えるほど恐ろしいですね。

○事業承継税制（非上場株式等についての相続税の納税猶予）

浦野 秀央

事業の発展・継続と後継者問題は分けられません。特に「企業価値が高まる⇒自社株に対する相続や贈与時の税額も大きくなる⇒後継者等の負担増」という点を挙げます。今回、この負担に対する税制を一つ紹介いたします。

【概要】相続により取得した非上場株式等に係る課税価額の 80%に対応する相続税額の納税を猶予する（※後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式等の 3 分の 2 に達するまでの部分に限る）

【適用要件】（※税制を適用する場合、相続開始後に以下の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けることになります。）

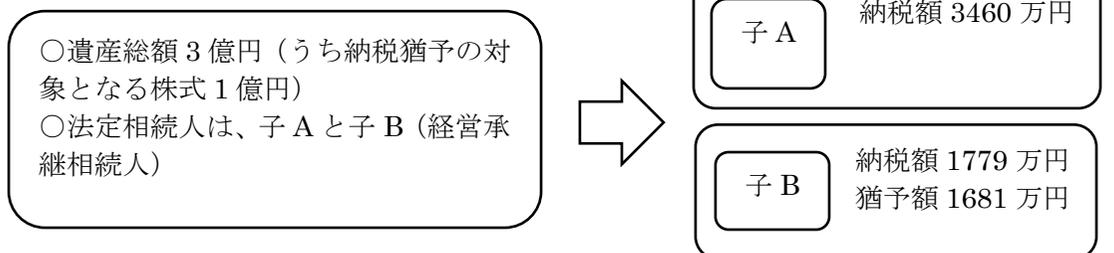
主な会社要件 （※右表の会社に該当しないこと）	上場会社、中小企業者に該当しない会社 風俗営業会社、資産管理会社（一定の要件を満たす物を除く） 従業員が 0 人、総収入金額が 0 円の会社
被相続人要件	会社の代表者であったこと 相続開始の直前において、現経営者と現経営者の親族などと総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主であったこと
経営承継相続人要件 （後継者要件）	相続開始の直前において役員であり、相続開始から 5 か月後に代表者であること 相続開始時において、後継者及び後継者の親族などと総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主であること
担保提供	猶予される納税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります(税制の適用を受ける自社株の全てを担保として提供するのも認められます)

【主な継続要件】

（事業承継期間中(5 年)は以下の要件を継続的に満たす必要があります）

- ・後継者が代表者であること、株式を継続保有していること
- ・5 年間の平均雇用人数が、相続税の申告期限時の雇用人数の 8 割を切らないこと
.....など

【猶予される納税額の一例】



事業承継期間中は継続届出書類を出す等、煩雑な面はありますが、継続要件を満たす限り猶予は続きます。適用には慎重な判断が必要な一方、相続時に一度に支払う税額を減らせます。